

【ファンド概要】

	概要
名称	ヘルスケア New プラットフォーム・ファンド投資事業有限責任組合（以下「本組合」という。）
ファンドの所在地	日本
無限責任組合員（GP）	株式会社ウィズ・パートナーズ
初回出資支払日	2021年12月17日以降でGPが指定する日（以下「初回出資支払日」という。）までに、出資約束金額の20パーセントを払い込む。
最終締切日	2022年8月末（以下「最終締切日」という。）までに、出資約束金300～500億円程度を目標としています。
存続期間	2021年9月28日～2031年12月31日（決算期：12月） ※3分の2の組合員の同意により、1年毎に3年延長する場合があります。
GPの出資分	1億円または総組合員の出資口数の合計の100分の1以上を出資
目標投資倍率	3倍以上
最低出資額	1億円（一口あたり1000万円、10口以上）
出資約束金の払込方法	初回払込は出資約束金額の20% 2回目以降の出資金の払込みはキャピタルコール方式とします。
管理報酬	第1期は出資約束金×1.10%（税抜1.0%；税0.10%）。※第1期事業年度の期間に拘わらず、出資約束金の1.1%（税込）となります。 第2期～第11期（10年）までは、各期毎に出資約束金×1.65%（税抜1.5%；税0.15%）。
GPへの優先分配	出資約束金超過部分の20%。
損益の帰属割合	1. 全ての組合員等に対して行われた組合財産の分配額の累計額（以下「分配累計額」という。）の合計額が、全ての組合員等の出資約束金額の合計額と同額かあるいは当該額に満たない場合：各組合員にその出資約束金額の割合に応じて帰属します。 2. 分配累計額の合計額が、全ての組合員等の出資約束金額の合計額を超過する場合：当該超過額に相当する額の20%を無限責任組合に配賦後、各組合員にその組合持分の強制出資約束金額の割合に応じて帰属させる。
追加出資手数料	※出資約束金合計が10億円未満の組合員は、初回出資支払日以降に加入する場合、追加出資手数料が発生します。 追加出資手数料：初回出資及びキャピタルコール金額に対して、1年当たり3.0%の日割（詳細は、「手数料/報酬/費用について」をご参照下さい。）

※本資料の情報と本組合の組合契約の条件に齟齬がある場合には、組合契約の条件が優先します。本組合の有限責任組合員持分を取得する場合には、契約締結前交付書面及び本組合契約を必ずよくお読みください。

※当社が受け取る管理報酬及び成功報酬について、一部を私募取扱業者に支払うことがあります。

※適格機関投資家以外の投資家の範囲は限定されていますので、組合契約締結に当たってこの範囲に含まれているか確認させていただきます。詳しくは当社にお問い合わせください。

【報酬・費用等について】

【無限責任組合員の報酬について】

本組合の業務執行に対する報酬として、以下に定める管理報酬、優先分配、並びにこれに課される消費税及び地方消費税を本組合財産から支払います。

□ 管理報酬

・第1事業年度（2021年9月28日～2021年12月31日）：出資約束金×1.10%（税抜1.0%；税0.10%）※第1期事業年度の期間に拘わらず、出資約束金の1.1%（税込）となります。

・第2事業年度～第11事業年度（2022年1月1日～2031年12月31日）：各年度、出資約束金×1.65%（税抜1.5%；税0.15%）

□ GPへの優先分配

分配を行うに際し、分配額の累計額及び当該分配可能額の合計額が出資約束金額を超えた金額部分に対する20%に相当する金額

【組合の運営/管理費用について】

上記無限責任組合員への報酬とは別に、次に掲げる本組合の運営/管理費用は、本組合財産より支払われます。これらの運営/管理費用は、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限等を示すことができません。

- 組合財産の取得、投資先事業者等における合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式交付、事業提携その他の組織再編行為、並びに、組合財産の管理・処分に係る本組合の事業に合理的に必要な費用（これらに係る弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対する報酬を含む。）
- 組合財産に関する権利行使に係る費用（サービサーその他の第三者に対する委託費用を含む。）
- 組合員集会の招集及び開催に係る費用
- 監査人の監査及び意見書作成並びに意見聴取に係る費用
- 組合保護預り口座の保管料、組合口座の名義変更その他対抗要件具備のための費用その他組合財産の管理に係る費用
- 本組合と投資先事業者等との間でのアドバイザー契約等に基づく役務の提供に要する費用（これらに係る弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対する報酬を含む。）
- 本組合の事業に関連する法令等を遵守するための費用又は本組合の事業に係る法的手続に要する費用（訴訟その他の裁判手続及び行政機関による検査・調査に要する費用を含む。）
- 本組合の事業に関する保険の保険料（無限責任組合員の役員又は顧問が投資先事業者等である会社の取締役その他の役員に就任した場合における当該役員又は顧問の役員賠償責任保険の保険料を含む。）
- 本組合契約に基づく金融機関等からの金銭の借入に伴う費用（利息を含み、これに限定されない。）
- 本組合の事業に関して発生する公租公課（消費税及び地方消費税を含む。）
- 本組合の設立、変更、解散及び清算に要する費用

【販売会社に対するお取引手数料について】

販売会社に対し直接お支払いいただく、出資対象事業持分の取得に係るお取引手数料はありませんが、当社が受け取る管理報酬及び優先分配について、その一部を私募取扱業者に支払うことがあります。

【追加出資手数料について】

初回出資支払日の後に持分を取得する追加出資組合員には、出資金に追加出資手数料（その加入までに行われた初回出資払込み及び各キャピタル・コールの払込みにつき、初回出資比率及び調整コール比率を当該追加出資組合員の出資約束金額に乗じて算出した各金額に関し、初回出資支払日及び各キャピタル・コールの翌日から追加出資組合員による払込みがなされる日までの期間について1年あたり3.0%（年365日の日割り計算とします。）でそれぞれ算出された利息金の合計額をいいます。）を加算した合計額を、無限責任組合員が別途書面により指定する日までに、組合口座に振込送金して払い込みいただきます。

ただし、出資約束金額が10億円以上である追加出資組合員（出資口数の追加により10億円以上となった場合を含む。）は、追加出資手数料を払い込む義務を負いません。

当該追加加入組合員の加入時まで、本組合が既に分配を行っていた場合には、無限責任組合員は、当該追加出資組合員が払い込む額に、その裁量により適切と考える調整を加えることができます。

【リスクについて】

本組合は適切にリスクを管理し、より良い収益を追求しますが、以下のリスクにより、償還時もしくは脱退時等における償還金は、出資元本の一部あるいは全部の償還を受けられない場合があります。出資金につきましては、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

尚、本組合は、投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づき設立を致しますので、無限責任組合員を除き、有限責任組合員が出資約束金以上の損失を受けることはありません。

価格変動リスク：株式等の価格変動を利用して運用を行いますので、世界各国の政治・経済や社会情勢、天候の変化、その他様々な要因により評価価額は大きく変動致します。出資元本や収益が保証されているものではなく、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

信用リスク：投資先企業が、財務状況が悪化した場合や、倒産した場合には、資金の一部、あるいは全部の回収を図れない場合があります。また、本組合の無限責任組合員である株式会社ウィズ・パートナーズの財務状況が悪化した場合や、倒産した場合には、資金の一部、あるいは全部の回収を図れない場合があります。本組合の出資金や償還金は、当社の自己資金とは分別して管理されています。(預金口座及び証券口座を開設した) 預託先の財務状況が悪化した場合や、倒産した場合には、資金の一部、あるいは全部の回収を図れない場合があります。

中途解約に関するリスク：中途解約をすることができません。

為替リスク：資産の一部が外貨建てで運用されることもあり、為替変動により収益・損失が増減するなどの影響を受け、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

繰上償還によるリスク：脱退の多発や、経済環境の劇的な変化などやむを得ない事由により「運用方針」に定める運用が困難と判断した場合は、繰上償還となる可能性があります。この場合の償還金は出資元本総額を下回ることがあります。

非流動性によるリスク：本組合は主に未上場会社を投資対象にしていることから、流動性は極めて限定的です。また、本組合の出資持分は、証券取引所に上場されておらず、証券取引所外の流通市場もなく、流動性が制限されています。

未上場会社投資に関するリスク：本組合の投資先企業は、アクセリードも含め未上場会社が主体となりますが、これら未上場会社は、上場会社と比較して財務状況が脆弱で、直近の業績により資金繰りを含め事業計画が変更する可能性があり、運転資金のため追加投資を検討する場合があります。但し、本組合投資では、出資約束金の50%を超えて同一企業(アクセリードも含め)に投資することはありません。

カントリーリスク：本組合は、外国法を設立準拠法とする法人等が発行する証券への投資をすることもあります。かかる投資は、当該国の政治、経済、社会情勢の変化による影響を受けます。例えば、当該国の外国為替管理政策による当該国通貨と円との交換が制限されることがあります。

税制変更によるリスク：日本、その他の国において税制等に変更があった場合は、本組合の運用成績に悪影響を与える可能性があります。

預金保険の適用の有無：本組合の出資持分は、預金保険の適用がありません。

元本の非確保：本組合は、出資元本や収益が保証されているものではありません。このため、償還時もしくは脱退時等における償還金は本組合への出資元本総額を下回る可能性があります。また、本組合の運用次第では償還時もしくは脱退時等に投資元本総額の全てを失うおそれがあります。

【その他留意点について】

途中換金等

- 原則として途中解約はできません。但し、やむを得ない場合の他、死亡、破産、あるいは、組合員による本組合の持分の保有

及び地位の継続が関連する法律あるいは法令に抵触することとなる場合に本組合を本組合を脱退することができます。脱退組合員は、脱退日直近の当該組合員の組合持分金額に、以下の各号の比率を乗じた金額に、前払出資履行金額の残高、及び、払戻基準日の翌日以降脱退の効力発生日までの期間における出資履行金額を加え、当該期間における分配金額を控除した合計額を請求できます。但し、前払出資履行金額については、利息は付されないものとする。

①	脱退日が本組合の第一事業年度に属する場合	50.0 パーセント。
②	脱退日が本組合の第二事業年度に属する場合	54.2 パーセント。
③	脱退日が本組合の第三事業年度に属する場合	58.3 パーセント。
④	脱退日が本組合の第四事業年度に属する場合	62.5 パーセント。
⑤	脱退日が本組合の第五事業年度以降に属する場合	66.7 パーセント。

- 組合員の地位の譲渡は、無限責任組合員が承諾した場合に限り行うことができます。
- 適格機関投資家の地位の譲渡は、適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止されています。
- 適格機関投資家以外の組合員の地位の譲渡は、一括して譲渡する場合に限られます。
- やむを得ない事由がある場合に限り脱退できますが、株主として経営に深く関与する運用手法、また、主として未上場株式に投資するファンドであり、既投資部分の払戻請求はできません。
- 運用期間は約 10 年ですが、投資案件の回収日の属する半期又は事業年度の末日から 3 カ月以内に分配します。

出資約束金とキャピタル・コール

- 初回払込は出資約束金額の 20% (2021 年 12 月中旬以降を予定)
- 2 回目以降の出資金の払込はキャピタル・コール方式となります。

開示について

- 事業年度毎に、企業会計規則に定めるところに従い、本組合に関するその事業年度の貸借対照表、損益計算書及び業務報告書並びにこれらの附属明細書を作成し、監査人による一般に公正妥当と認められる監査基準に従った監査（業務報告書及び附属明細書については会計に関する部分に限る。）を経た後、その事業年度経過後または事業年度の上半期終了後 3 ヶ月以内に、監査に関する意見書、並びに本組合が投資した投資先事業者等の概況を記載した「投資先会社近況報告書」（但し、投資先事業者等有価証券報告書を提出している場合を除く。）とともに当該財務諸表等を交付します。
- 毎事業年度の上半期終了後、3 か月以内に当該上半期の中間貸借対照表、中間損益計算書及び半期業務報告書並びにそれらの附属明細書、加えて投資先会社近況報告書を作成し、監査人による監査を経た後、交付します。
- 新たな投資を行った場合は、速やかに書面により通知します。
- なお、有限責任組合員は、組合の財産状況及び業務執行状況について、書面にて報告を求めることができます。